

令和7年1月8日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

日本栄養士連盟
会長 井上 幸子

公益社団法人日本栄養士会
会長 中村 丁次

「栄養政策の充実強化」に関する要望

平素は、本会に対しまして格別の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

栄養・食生活は、生命を維持し、こどもたちが健やかに成長し、人々が健康で幸福な生活を送るために必要です。本会では、全ライフステージにおいて栄養・食生活に関する様々な課題がある中、行政機関はもとより、学校や保育所、企業、医療機関、福祉施設など、多領域で展開されている栄養改善活動において、より質の高い栄養の指導を目指し管理栄養士・栄養士の人材育成、活動支援を行っています。

しかし、著しい社会環境の変化や人びとのニーズの多様化、複雑化を踏まえて、さらに管理栄養士・栄養士が行う栄養政策の充実強化を図ること必要となっています。

人生100年時代を迎える中で、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指して、医療、保健、福祉など様々な領域の栄養課題を解決していくことは重要であることから、次の重点要望事項について、強力な御支援をお願いします。

重点要望事項

「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の充実強化を図るため、管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進(栄養士法改正)並びに栄養政策の司令塔となる栄養指導室の組織強化(省令室化)をお願いします。

内 容

1 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進（栄養士法の改正）

「管理栄養士・栄養士」は、医療法に基づき患者が医療機関の選択を適切に行うために必要な情報である医療機能情報提供制度において医療職種として明確化されています。また、令和6年度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、栄養の重要性が評価され、栄養管理の更なる推進に向けて、様々な見直しが行われました。

また、昨年4月から健康日本21（第三次）がスタートし、健康的で持続可能な食環境づくりを始め、自治体内外の様々な関係部署・関係機関等と連携した栄養政策の推進が必要になります。

さらに、近年、頻発する災害支援においては、医療、保健、福祉等の各領域にいる管理栄養士が被災自治体と連携した栄養・食生活支援を行っています。経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）では、防災・減災及び国土強靱化の推進における災害派遣医療チームとして日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）も加わり、防災基本計画（令和6年6月28日中央防災会議決定）では、管理栄養士等による避難所における被災者の栄養・食支援について必要な措置を講じるよう努めることが具体的に明記され、災害支援を担う人材育成が益々重要となります。

上記を始め、管理栄養士・栄養士への期待が高まり、担うべき業務もより複雑・困難になりつつある中、卒後研修を通じ、資質の向上を図ることが喫緊の課題となっています。

このようなことから、「管理栄養士・栄養士は、免許を受けた後も、生涯教育研修、その他専門分野別の研修等を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。」ということを経験者法に規定し、管理栄養士・栄養士の人材育成体制を位置付けていただきますようお願いいたします。

2 日本の栄養政策の国際発信・国際貢献を含め、栄養政策の更なる充実強化に向け、司令塔となる栄養指導室の組織強化（栄養指導室の省令室化）

東京栄養サミット2021の成果文書（東京宣言）の日本政府のコミットメントの項目である「誰一人取り残さない日本の栄養政策」を「国際的な栄養政策」として日本が世界に発信し、支援することが求められております。

そのためには、日本国内においても「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の着実な遂行には、日本の栄養政策の中心を担っている厚生労働省において、日本栄養士会をはじめとする多様な関係団体、関係機関等が連携し、栄養政策の更なる充実に向け、司令塔としてリーダーシップをとるための組織として、栄養指導室を明確に位置付けていただくことが必要です。

これまでも、栄養指導室を「省令室」に昇格させ、国際的にリーダーシップをとるための司令塔としていただくよう要望しておりますが、実現に至っておりません。栄養指導室の「省令室」昇格が早急に実現されるようお願いいたします。